平成２４年（フ）第１４５号
長崎県大村市黒木町963番地１
債務者　井手　成美
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
長崎県大村市富の原２丁目204番地２、前住所長崎県大村市玖島３丁目571番地101
債務者　神近　進一
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
長崎県諫早市城見町４番17号、前住所名古屋市中区平和１丁目15番13号　ジュネス東別院201号
債務者　木村　修士
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
長崎県大村市古賀島町554番地６、前住所長崎県大村市桜馬場１丁目433番地１
債務者　平山寿美恵
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
北海道苫小牧市しらかば町５丁目14番９号
債務者　土田　浩志
１　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３７７号
大分市大手町１丁目２番27号　第２皐月マンション407
債務者　山口　広継
１　決定年月日時　平成24年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市明徳町３丁目20番17号
債務者　杉　　郁子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第７１２号
仙台市青葉区水の森２丁目６番27号　ヴィラコート水の森205
債務者　大谷　昭彦
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７３６号
宮城県塩竈市玉川３丁目２番15号　グリーン・ヴェール101号
債務者　引地　洋子
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
福島県郡山市田村町守山字田向63番地の388
債務者　金田　孝子
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１５３号
福島県郡山市大槻町字麦塚７番地の１　７号
債務者　関　　保満
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１０６号
茨城県日立市大久保町３丁目15番18号
債務者　佐々木　猛
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１３６号
茨城県日立市水木町２丁目５番26―203号
債務者　岡多　真裕
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１８８３号
名古屋市港区正保町７丁目56番地　ポートメゾン203号
債務者　南川　和之
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９８号
名古屋市南区宝生町１丁目41番地　宝生荘17棟206号
債務者　田中　　猛
１　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１４８号
神戸市垂水区本多聞２丁目７番22号
債務者　土居さえき
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５６号
神戸市兵庫区永沢町２丁目１番21―602号、従前の住所神戸市兵庫区金平町１丁目１番９号
債務者　木村　真吾
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６７号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目５番26号　ファンタジー武庫川202号、前住所兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目10番21号
債務者　林　　鐘男
１　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年12月28日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係